○経済産業省告示第六号

輸 出貿易管 理令 (昭 和二十四年政令第三百七十八号)第四条第二項第二号イ、 第三号及び第四号の規定に

基づき、 平成十六年経済産 業省告示第百七十三号 (輸 出貿易管理令第四 条第二項 \mathcal{O} 規定に基づく経済 . 産業大

臣 が告示で定め る貨物) の <u>-</u> 部を次 のように改正 令和六年二月一日 か ら施行す ź。

令和六年一月二十五日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付 した部分のように改め、 改正後欄に二 重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するも のを掲

げていないものは、これを加える。

及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号	改正後
及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号	改正前

一、同令別表第二の三五の三の項(一)及び(六)	、同令別表第二の三五の三の項(一)及び(六)
に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するも	に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するも
のとする。	のとする。
一~三十 [略]	一~三十 [略]
三十一 ペルフルオロ(ヘキサン―一―スルホン	[新設]
酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ	
(アルカンスルホン酸) (構造が分枝であって	
、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩	
三十二 [略]	三十一 [略]
備考 表中の [] は注記である。	

経済産業省

20240110貿局第2号 輸出注意事項2024第1号 経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月25日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○化学物質の輸出承認について(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)	
改 正 後	現 行
1~6 (略)	1~6 (略)
別紙第1 1~4 (略)	別紙第 1 1~4 (略)
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))	造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質 (「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)~(9) (略)	(昭)	(略)
(10) N, N' <u>ー</u> ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nー トリルーN' ーキシリルー パラーフェニレンジアミン 又はN, N' ージキシリルー パラーフェニレンジアミン		
(11)~(34) (略)	(略)	(略)
(35) ペルフルオロ (ヘキサンー 1-スルホン酸) (別名 P F H x S) 若しくはペルフルオ ロ (アルカンスルホン酸) (構 造が分枝であって、炭素数が 6のものに限る。) 又はこれ らの塩	355-46-4 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5 70225-16-0 82382-12-5 68391-09-3 93572-72-6	<u>O</u>

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)~(9) (略)	(野各)	(略)
(10) N, N' ジトリルーパラー フェニレンジアミン、Nート リルーN' ーキシリルーパ ラーフェニレンジアミン又 はN, N' ージキシリルーパ ラーフェニレンジアミン		
(11)~(34) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

別紙第2 (略)

○輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)

改 正 後			以中央0.2为1	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認			2-1-1	輸出令別表第21	こ掲げられている貨物に関する	る輸出の承認	
$(1) \sim (4)$ (略)			$(1) \sim (4$) (略)			
(5) 輸出令	別表第2の解釈			(5)輸出令	別表第2の解釈		
輸出令	別表第2の解釈に	は、次の表に掲げるところによ	い行う。	輸出令	別表第2の解釈に	は、次の表に掲げるところに。	より行う。
(略)				(略)			
(イ) ~	1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1		(イ) ~	1 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	T	
輸出令	輸出令別表			輸出令	輸出令別表		
別表第2の		解	釈	別表第2の	第2中解釈を	解	釈
項	要する語			項	要する語		
33 · 35	(略)	(略)		33 • 35	(略)	(略)	
3503	(略)	(略)		3503	(略)	(略)	
	化学物質の審	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩	塩化ナフタレン(塩素数が2		化学物質の審	ポリ塩化ビフェニル、ポリ	塩化ナフタレン(塩素数が2
	査及び製造等	以上のものに限る。)、ヘキャ	ナクロロベンゼン、アルドリ		査及び製造等		サクロロベンゼン、アルドリ
	の規制に関す	ン、ディルドリン、エンド!	リン、DDT、クロルデン又		の規制に関す	ン、ディルドリン、エンド	リン、DDT、クロルデン又
	る法律(昭和	はヘプタクロル(クロルデン	/類)、ビス (トリブチルスズ)		る法律(昭和	はヘプタクロル(クロルデ)	ン類)、ビス(トリブチルスズ)
	48 年法律第	=オキシド、N, N' ージ	トリルーパラーフェニレンジ		48 年法律第	=オキシド、N, N $'$ ージ	トリルーパラーフェニレンジ
	117号)第2条	アミン、NートリルーN'-			117号)第2条	•	ーキシリルーパラーフェニレ
	第2項に規定		ジキシリルーパラーフェニレ		第2項に規定		ジキシリルーパラーフェニレ
	する第一種特		トリーターシャリーブチルフ		する第一種特		トリーターシャリーブチルフ
	定化学物質		マイレックス、ケルセン又は		定化学物質		マイレックス、ケルセン又は
		,	∀ −1, 3−ジエン、2−(2				ター1, 3ージエン、2ー(2
			リアゾールー2ーイル) -4,				リアゾールー2ーイル) -4,
		, ,	レフェノール、PFOS又は				ルフェノール、PFOS又は
		その塩、PFOSF、ペンク					タクロロベンゼン、アルファ
			ナン、ベーターヘキサクロロ				サン、ベーターヘキサクロロ
		· · ·	トキサクロロシクロヘキサン、			· · · ·	ヘキサクロロシクロヘキサン、
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Eビフェニル、テトラブロモ				モビフェニル、テトラブロモ
		•	タブロモジフェニルエーテル、			l '	タブロモジフェニルエーテル、
		·	ーテル、ヘプタブロモジフェ				ーテル、ヘプタブロモジフェ
		·	ファン又はベンゾエピン、ヘ			•	ファン (又はベンゾエピン)、
		キザノロモンクロドアカン、	ペンタクロロフェノール又			ヘキサプロモシグロドアカ	ン、ペンタクロロフェノール

	はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン(炭	又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン
	素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が入る場合の18%。たいした程をフォのに関する。	(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含
	が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、デカ ブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、ペル	有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、 デカブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩並
	フルオロ (ヘキサンー1ースルホン酸) (別名PFHxS)	びにこれらを含有する混合物又は製剤
	若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分	OTCCAVOEDR) SIMILIBOXIGAÇÃ
	枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	
	並びにこれらを含有する混合物又は製剤	
	(毗各)	(昭各)
	ポリ塩化ナフタレン(塩素	ポリ塩化ナフタレン(塩素
	数が <u>2</u> 以上のものに限る。)	数が <u>二</u> 以上のものに限る。)
	が使用されている以下の製	が使用されている以下の製
	品を含む。 ①~③ (略)	品を含む。
<u> </u>		①~③ (略)
	アルドリン <u>及び</u> DDTが使	アルドリン <u>又は</u> DDTが使
	用されている以下の製品を含む。	用されている以下の製品を
	①・② (略)	含む。
	(略)	①・② (略)
		(昭各)
	PFOS又はその塩が使用 されているNTの制用する	PFOS又はその塩が使用
	されている以下の製品を含せる。	されている以下の製品を含
	む。 ①~④ (略)	t.
	⑤ メッキ用の表面処理剤	
	及びその調製添加剤	⑤ メッキ用の表面処理剤
	<u></u>	又はその調製添加剤 ⑥~⑫ (略)
	(略)	(服务)
	ペルフルオロ(ヘキサンー	(新設)
	1-スルホン酸) (別名PF	VVIBA
	HxS) 若しくはペルフル	
	<u>オロ (アルカンスルホン酸)</u> (構造が分枝であって、炭	
	大海道が対仗であって、灰 素数が6のものに限る。) 又	
	はこれらの塩が使用されて	
	いる以下の製品を含む。	

①はつ水性能又ははつ油	
性能を与えるための処理	
をした生地	
② 金属の加工に使用する	
エッチング剤	
③ 半導体の製造に使用す	
るエッチング剤	
④ メッキ用の表面処理剤	
及びその調製添加剤	
⑤ 半導体の製造に使用す	
る反射防止剤	
管 半導体用のレジスト(ア) は のは刻 は の地刻 (ア)	
⑦はつ水剤、はつ油剤及	
び繊維保護 <u>剤</u>	
<u>⑧ 消火器、消火器用消火</u> <u> </u>	
薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油	
<u>⑨</u> <u>はつ水性能又ははつ油</u> 性能を与えるための処理	
をした衣服	
<u>でした状態</u> <u>⑩ はつ水性能又ははつ油</u>	
世能を与えるための処理	
<u>をした床敷物</u>	
35の4~ (略) (略)	35の4~ (略) (略)
4 3	
(6) ~ (9) (略)	(6) ~ (9) (略)

経済産業省

20240129貿局第3号 輸出注意事項2024第3号 経済産業省貿易経済協力局

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」(令和6年1月25日付け輸出注意事項2024第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月30日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」の一部改正について

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」(令和6年1月25日付け輸出注意事項2024第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」の一部改正規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」(令和6年1月25日付け20240110貿局第2号・輸出注意事項2024第1号)

改 正 後	現 行
「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号) 等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。	「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号) 等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。
附則 この通達は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別紙2のうち、2-1-1(5) の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律 第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の左欄にかかる改正規 定については、令和6年6月1日から施行する。	
(以下略)	(以下略)